

固定資産課税台帳の閲覧、縦覧帳簿の縦覧

固定資産課税台帳の閲覧
 4月1日(月)から(土・日、祝日を除く)午前9時～午後5時30分

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人や借地借家人などの関係者

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

備 新年度の納税通知書に添付の「課税明細書」でも課税内容が確認できます。借地借家人などの関係者は、本人確認書類と併せて、その権利を証する書類(賃貸契約書の写しなど)が必要です。

手数料は5月31日(金)まで無料

縦覧帳簿の縦覧
 市内に土地または家屋を所有する固定資産税の納税義務者が、自己の土地または家屋の価格とほかの土地または家屋の価格を比較することを通じて、価格が適正であるかどうかを確認できます。

対 納税義務者、納税義務者の納税管理人または納税義務者の委任状を持つ代理人など。

時 4月1日(月)から5月31日(金)午前9時～午後5時30分(土・日、祝日を除く)

持 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、前年度の納税通知書など)

場・問 課税課資産税担当
 TEL 06・6992・1474

忘れていませんか市税の納付
 個人市民税・府民税(普通徴収分)、固定資産税・都市計画税および軽自動車税を納めていない人は、至急納付してください。

納期限までに納付がない場合、納付されるまでの期間に応じて延滞金が増算されます。

納付できる資力があるにもかかわらず納付がない場合、財産(不動産・預金・給与など)に対して差し押さえ、公売などを行うこととなります。

また、市税の納付催告に応じない滞納者に対し「大阪府域地方税徴収機構」への引継予告書を4月に順次発送します。

引継予告書を発送しても完納に至らなかった事案は、同機構へ引き継いだ後、大阪府と共同し、徹底した財産調査を行い、差し押さえや公売を実施するなど、より厳正な滞納整理を行います。

市税を滞納している人は、至急納付してください。

問 納税課
 TEL 06・6992・1852～1854

市税の休日納付相談

平日、仕事などで忙しい人や、病気・失業などで市税を納付できない人は利用してください。

時 3月24日(日)9:00～13:00

場・問 納税課
 TEL 06-6992-1852~1854

国民健康保険・後期高齢者医療 平日夜間・休日窓口開庁

保険課、保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の納付相談などで、平日の日中に来庁が難しい人は利用してください。

平日夜間 3月18日(月)・19日(火)・22日(金)いずれも17:30～20:00

休日 3月24日(日)9:00～13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日の再交付など、一部対応できない業務があります。

備 法令に基づき差押処分をより一層強化していますので、早めに相談を。

場・問 保険課 TEL 06-6992-1545 **場・問** 保険収納課 TEL 06-6992-1537

納付期限と振替納税の利用

平成30年分所得税および復興特別所得税確定申告分の納期限は3月15日(金)です。申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知などのお知らせはありません。納付には便利な振替納税を利用してください。

詳しくは、国税庁ホームページ「国税の納付手続(納期限・振替日・納付方法)」を確認してください。

還付される税金がある場合の受取方法
 還付金の受取に振り込みを希望する場合は、確定申告書の「還付される税

金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預金の種類および口座番号(ゆうちょ銀行の貯金口座の場合は、記号番号のみ)を記入してください。

なお、振込先の預貯金口座は申告者本人名義のもの(氏名のみ)の口座)を利用してください。

備 一部のインターネット専用銀行については、還付金の振り込みができませんので、振り込みの可否については、あらかじめインターネット専用銀行に確認してください。

問 門 真稅務署管理運営部門
 TEL 06・6909・0181

廃車はお早めに

4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車の所有者または使用者に、軽自動車税が課税されます。

これらの車などを人に譲ったり、市外に住所変更をしたり、盗難・廃車などで使用できなくなったときは、3月29日(金)までに廃車などの手続きを済ませてください(下表)。

問 課税課税政担当
 TEL 06・6992・1458

振替納税を利用	<p>備 振替日(4月22日(月))に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされます。事前に預貯金残高を確認してください。</p> <p>▽振替納税を申し込む場合は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」を3月15日(金)までに提出してください。</p> <p>▽振替納税は申告期限までに申告書が提出された場合に限り利用できます。</p> <p>▽転居などにより所轄税務署が変わった場合や、既に振替納税で指定している金融機関や口座を変更する場合には、新たに振替納税(変更)の手続きが必要となります。</p> <p>▽インターネット専用銀行などの一部金融機関およびインターネット支店などの一部店舗では、振替納税が利用できませんので、利用の可否については取引先の金融機関に確認してください。</p> <p>注 振替納税の場合は、領収証書は発行されません。</p>
QRコードによるコンビニエンスストアで納付	<p>自宅などで、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」やコンビニ納付用QRコード作成専用画面から納付に必要な情報をQRコードとして作成(印刷)し、コンビニエンスストアで納付できます。</p> <p>備 納付できる金額は、30万円以下となります。QRコードは、(株)デンソーウェブの登録商標です。</p>
電子納税を利用	自宅やオフィスなどからインターネットを利用して納付できます。
クレジットカードで納付	インターネットを利用して専用のWeb画面から納付できます。
現金で納付	現金に納付書を添えて、納期限(3月15日(金))までに金融機関(歳入代理店)または所轄税務署で納付してください。納付書をお持ちでない人は、税務署または所轄税務署管内の金融機関に用意してある納付書を使用してください。金融機関に納付書がない場合は、所轄の税務署に連絡してください。

廃車などの問い合わせ先

車種	原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	軽自動車(軽三輪・軽四輪)	軽二輪(126~250cc) 二輪の小型自動車(251cc以上)
手続き 問い合わせ先	課税課税政担当 TEL 06-6992-1458	軽自動車検査協会大阪主管事務所・高槻支所 高槻市大塚町4-20-1 TEL 050-3816-1841	近畿運輸局 大阪運輸支局 寝屋川市高宮栄町12-1 TEL 050-5540-2058
廃車時に必要なもの	・ナンバープレート ・原動機付自転車申告済証 ・印鑑・本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)	上記へ問い合わせください。 ※3月下旬は窓口が大変混雑し、手続きに時間がかかることが予想されますので、比較的空いている中旬までに済ませてください。	

注 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車の廃車の手続きをバイク買取業者・廃品回収業者などに依頼した場合は、市が発行した廃車受付書を必ず業者から受け取ってください。廃車手続きがされているか不明な場合は、問い合わせください。